平成 28 年度

# 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する公募要領

平成 28 年 4 月 12 日
農村振興局農村環境課

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領（平成 28 年４月 12 日付け 28 農振第 12 号。以下「実施要領」という。）に基づき、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集する。

## 第１　公募期間

１　募集期間

平成 28 年４月 12 日（火曜日）から平成 28 年９月 30 日（金曜日）まで

２　募集締切

平成 28 年９月 30 日（金曜日）17:00 必着

※締切後の提出は一切認めない。ただし、郵便事情等で紙媒体の提出が遅れる場合にあっては、電子メールでの到着を提出とみなす。

## 第２　申請書の作成及び提出

１　以下の書類一式（以下「申請書類」という。）について、提出する。

（１）世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定申請について（実施要領別紙様式）

（２）都道府県の意見書（任意様式）

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産への認定に関する申請に対して、都道府県の賛同の意を表明する意見書を添付する。

（３）学術機関等の意見書（任意様式）

（１）の申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示す学術機関等からの意見書を添付する。

（４）申請者の概要（任意様式）

申請者の概要（定款、組織規定、構成員名簿等）が分かる資料を添付する。

２　提出先及び部数

（１）提出先

農林水産省　農村振興局　農村政策部　農村環境課　農村環境対策室
世界農業遺産等専門家会議事務局
〒100-8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
TEL：03-3502-6091
E-mail：giahs@maff.go.jp

（２）提出部数

ア　紙媒体：正副各１部（Ａ４・両面）

イ　電子媒体：１セット（CD-R）

※電子媒体には、「提出日、タイトル、団体名」を記載する。

（３）その他

提出いただいた書類等は返却しない。また、事務局より内容等の問合せや追加資料の提供を求める場合がある。

第３　評価基準

実施要領第２の５による。

第４　審査の手順

１　一次審査（書類審査）

第２の１の申請書類を事務局において受理した後、書類審査を行う。その際、必要な範囲で追加資料の提出を求めることがある。なお、審査結果は事務局より通知する。（平成 28 年 10 月頃を予定）

２　現地調査

１により、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定が受けられる可能性が高いと判断された地域には、世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査を実施する。なお、現地調査は、ヒアリング及び現地確認により実施する。（平成 28 年 11 月から平成 29 年１月頃までを予定）

３　二次審査

世界農業遺産等専門家会議は、申請者からのプレゼンテーション並びに１及び２の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産への認定の妥当性を評価する。（平成 29 月２月から３月頃までを予定）

４　承認・認定地域の決定

農林水産大臣は、３の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に必要な農林水産省の承認を付与する地域及び日本農業遺産に認定する地域を決定する。なお、結果は事務局より通知する。

５　推薦書及び認定証の授与

４で世界農業遺産への認定申請に必要な農林水産省の承認を付与する地域には、推薦書を交付する。また、日本農業遺産に認定する地域には、認定証を交付する。

第５　世界農業遺産への認定申請

審査の結果、世界農業遺産への認定申請に必要な農林水産省の承認を付与された地域は、FAO による世界農業遺産の次回公募までに指定された様式により英語版にて申請書一式の作成が必要となる。

※　なお、現時点で FAO は次回公募のスケジュールを示していないが、国内承認審査には長期間要するため、スケジュール提示前に国内審査を実施するもの。
このため、国内承認後、速やかに FAO の公募が行われないことがあり得る。

第６　問合せ先

本手続、その他世界農業遺産及び日本農業遺産に関する御質問等は、協議会等の所在地により問合せ先が異なりますので、下記を確認の上、該当する問合せ先へお尋ねください。

協議会等の所在地【北海道】

北海道開発局 農業水産部 農業振興課

〒060-8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎

TEL：011-700-6768　FAX：011-709-2145

協議会等の所在地【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

東北農政局 農村振興部 農村環境課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎

TEL：022-221-6256　FAX：022-715-8217

協議会等の所在地【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県】

関東農政局 農村振興部 農村環境課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館

TEL：048-740-0515　FAX：048-740-0082

協議会等の所在地【新潟県、富山県、石川県、福井県】

北陸農政局 農村振興部 農村環境課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎

TEL：076-232-4533　FAX：076-263-0256

協議会等の所在地【岐阜県、愛知県、三重県】

東海農政局 農村振興部 農村環境課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

TEL：052-223-4631　FAX：052-220-1681

協議会等の所在地【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

近畿農政局 農村振興部 農村環境課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

TEL：075-414-9052　FAX：075-451-3965

協議会等の所在地【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

中国四国農政局 農村振興部 農村環境課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎
TEL：086-224-9417　FAX：086-227-6659

協議会等の所在地【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】
九州農政局 農村振興部 農村環境課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6439　FAX：096-211-9812

協議会等の所在地【沖縄県】
沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
TEL：098-866-1652 FAX：098-860-1194